

日本野蚕学会論文誌査読規定

日本野蚕学会役員会
2021年4月1日決定

1. 審査の目的

投稿された研究論文が本学会論文誌に掲載するにふさわしいか否かを審査基準に基づき判断する。

2. 論文種別

募集する論文種別は以下の通りとする。

- (1) 原著論文：論理性、新規性、信頼性、有用性が認められる研究
- (2) 総説：特定の主題における先行研究を集め、現行の理解の状態を体系的にまとめた論文
- (3) 研究ノート：事例紹介的な内容で、実践報告を主とする研究
- (4) その他：(1)～(3)に該当しない論文のうち編集委員会が妥当と認めた研究や資料（例えば、技術紹介記事、他言語により執筆された有用性の高い研究論文の翻訳など）

3. 審査基準

投稿された研究論文は、以下の項目に照らして査読者が総合的に審査する。

- (1) 分野：野蚕等およびその利用に関連した内容であること。
- (2) 論理性：論旨の展開が明快で、記述が簡潔・明瞭であること。
- (3) 新規性：内容に新たな知見が盛り込まれていること。
- (4) 信頼性：結論等を信頼するに値する客観的な考察が示されていること。
- (5) 有用性：得られた結論・経過が学術領域あるいは実社会において有用であること。

4. 査読者

- (1) 原則として、投稿された研究論文に対しては、編集委員会が指名する2名の査読者が論文種別の性質に見合う審査基準に基づき審査にあたる。
- (2) 査読期間は編集委員会から送付されて1ヶ月以内とする。
- (3) 査読者と投稿者との直接の接触は許容されず、必ず編集委員会を介する。

5. 判定

査読者の審査結果に基づき研究論文は以下のいずれかに判定される。査読者の意見が割れた場合には編集委員会がこれを決する。

- A そのままで掲載
- B 指摘事項を修正したことを編集委員会が確認して掲載
- C 指摘事項を修正後、再度査読者の審査が必要
- D 掲載不可

Bと判定された研究論文の投稿者には掲載条件が指示される。投稿者が指示に従い修正したことを編集委員会が確認すれば掲載に分類される。投稿者に異論がある場合には、論拠を文書をもって編集委員会に提出し（日本野蚕学会論文誌編集委員会事務局宛に添付ファイルにて送付：yanan@naro.affrc.go.jp）、提出文書が適切であると判断されたなら掲載に分類される。修正が十分でなく、また異論根拠が文書で提出されない場合にはD（掲載不可）に分類される。

Cと判定された研究論文は、修正後に査読者により出版までの時間が許容する範囲内で審査する。時間切れの場合には、D（掲載不可）に分類される。

以上

査読者心得

日本野蚕学会役員会
2021年4月1日決定

1. 査読者は投稿者の指導教員ではなく、投稿者と対等の研究者である。査読者はその原稿のよい点を積極的に見つけ、不十分な点については建設的なコメントをするなど、本学会論文誌に原稿が掲載できるように努力する。
2. 本学会はさまざまな分野の研究者が集まっている学会であり、研究テーマや研究方法、論文の書き方は多様である。査読では本学会の多様性を尊重し、自己の研究分野の研究手法や論文の書き方を押しつけないようにする。ただし、本学会論文誌の投稿規定に準ずることを規範とする。
3. 査読者は投稿者の主張に賛成できなくても、投稿者の主張が明らかに誤っているという十分な証拠がない場合は、その主張を尊重し、過度の修正を要求しないようにする。また、採択の可否にかかわるコメントか、そうではない参考コメントかを、できる限り明示する。
4. 投稿原稿の掲載可否の決定が遅れることは投稿者に大きな不利益をもたらすことを自覚し、査読期限を厳守する。やむを得ない事情があるときには、すみやかに担当編集委員に連絡する。

以上